

平成27年8月26日

改定 平成28年7月14日

改定 平成31年2月12日

改定 令和2年12月23日

い かた  
**伊方地域の緊急時対応  
(全体版)**

い かた  
伊方地域原子力防災協議会

1. はじめに	P.3
2. 伊 <sup>いかた</sup> 方地域の概要	P.5
3. 緊急事態における対応体制	P.10
4. PAZ内の施設敷地緊急事態における対応	P.26
5. PAZ内の全面緊急事態における対応	P.39
6. 予防避難工 <sup>ア</sup> における対応	P.48
7. UPZ内における対応	P.119
8. 冷却告示の対象である1号機に係る対応	P.144
9. 放射線防護資機材、物資、燃料の備蓄・供給体制	P.148
10. 緊急時モニタリングの実施体制	P.160
11. 原子力災害時の医療等の実施体制	P.171
12. 実動組織の支援体制	P.181

# 1. はじめに

・この「伊方<sup>いかた</sup>地域の緊急時対応」は、内閣府が設置した伊方<sup>いかた</sup>地域原子力防災協議会において、四国<sup>しこく</sup>電力(株)伊方<sup>いかた</sup>発電所を対象とした原子力災害に関し、原子力災害対策重点区域を含む地方自治体や国等の緊急時における対応をとりまとめたもの。なお、当該緊急時対応を構成する各地域防災計画・防災業務計画は、災害対策基本法等に基づき、各主体が作成するものである。

➤ 平成25年9月3日の原子力防災会議決定に基づき、内閣府政策統括官(原子力防災担当)は、道府県や市町村が作成する地域防災計画・避難計画等の具体化・充実化を支援するため、平成27年3月20日に、原子力発電所の所在する地域ごとに課題解決のためのワーキングチームとして「地域原子力防災協議会」を設置することとし、伊方地域いかたにおいても「伊方地域原子力防災協議会」が設置された。

伊方地域いかた原子力防災協議会の構成員・オブザーバーは、以下のとおりである。

### 構 成 員

- 内閣府政策統括官(原子力防災担当)
- 原子力規制庁長官官房核物質・放射線総括審議官
- 内閣官房副長官補(事態対処・危機管理担当)付危機管理審議官
- 内閣府大臣官房審議官(防災担当)
- 警察庁長官官房審議官
- 総務省大臣官房総括審議官
- 消防庁国民保護・防災部長
- 文部科学省大臣官房審議官(研究開発局担当)
- 厚生労働省大臣官房危機管理・医務技術総括審議官
- 農林水産省大臣官房危機管理・政策立案総括審議官
- 経済産業省資源エネルギー庁資源エネルギー政策統括調整官
- 国土交通省大臣官房危機管理・運輸安全政策審議官
- 海上保安庁総務部参事官(警備救難部担当)
- 環境省大臣官房審議官
- 防衛省大臣官房審議官
- 愛媛県副知事
- 山口県副知事
- 大分県副知事

### オブザーバー

- いかたちょう  
伊方町
- うわじまし  
宇和島市
- やわたはまし  
八幡浜市
- おおずし  
大洲市
- いよし  
伊予市
- せいよし  
西予市
- うちこちょう  
内子町
- かみのせきちょう  
上関町
- しこく  
四国電力株式会社

※ 協議会の運営は、内閣府が行う。  
※ 協議会に、構成員を補佐するため、作業部会を設置

## 2. <sup>い かた</sup>伊方地域の概要

- 伊方発電所は、四国電力(株)が愛媛県西宇和郡伊方町に設置している原子力発電所である。
- 伊方発電所は、昭和52年9月に1号機の営業運転を開始。昭和57年に2号機、平成6年に3号機の営業運転を開始している。なお、1号機は平成28年5月、2号機は平成30年5月をもって廃止となった。

## 四国電力(株)伊方発電所について

(1) 所在地 愛媛県西宇和郡伊方町

(2) 概要

- 1号機 : 56.6万kW・PWR
- 2号機 : 56.6万kW・PWR
- 3号機 : 89万kW・PWR

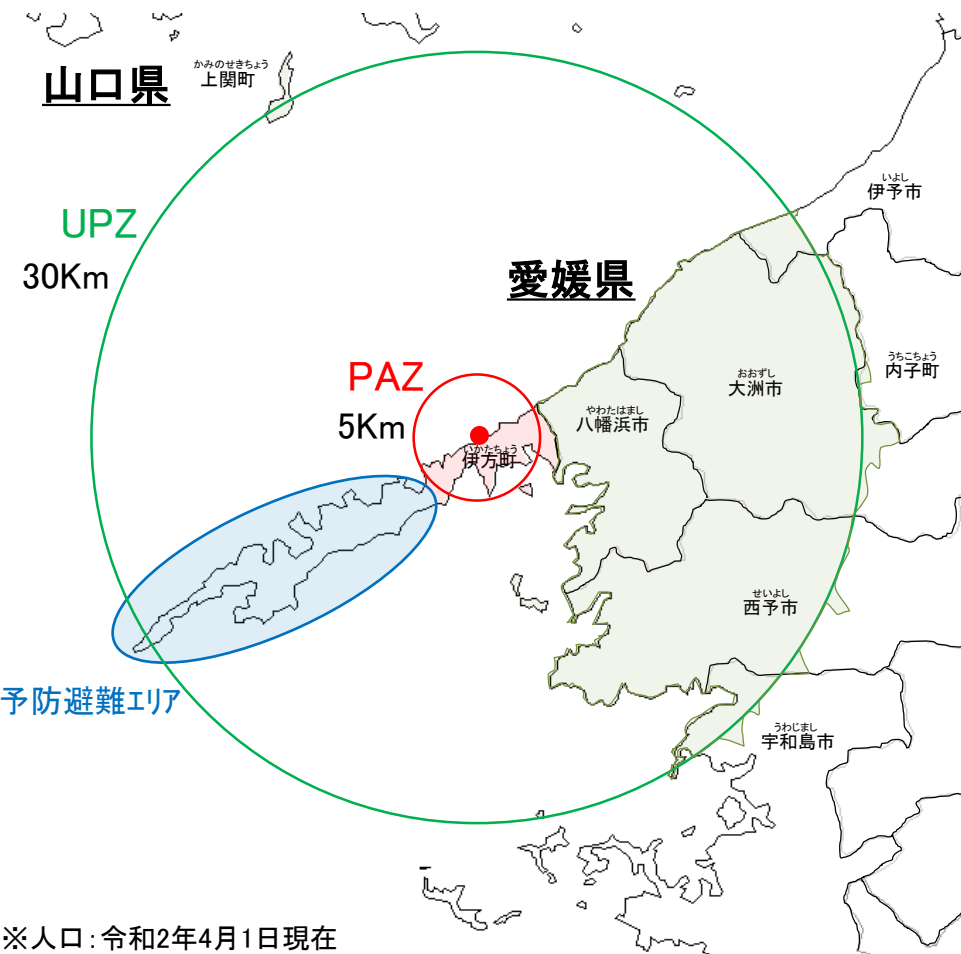
(3) 着工／運転開始／経過年数 (令和2年12月現在)

- 1号機 : 昭和48年 6月／昭和52年 9月／ 43年 (平成28年5月をもって廃止)
- 2号機 : 昭和53年 2月／昭和57年 3月／ 38年 (平成30年5月をもって廃止)
- 3号機 : 昭和61年11月／平成 6年12月／ 26年



# 原子力災害対策重点区域の概要

- 愛媛県地域防災計画及び山口県地域防災計画では、原子力災害対策指針に示されている「原子力災害対策重点区域」として、発電所より概ね5kmを目安とするPAZ内、発電所より概ね5～30kmを目安とするUPZ内の対象地区名を明らかにしている。
- 伊方地域における原子力災害対策重点区域は、PAZ内は伊方町、UPZ内は5市3町にまたがる。
- 伊方町の予防避難エリア(PAZ以西の佐田岬半島地域)の住民4,137人については、避難経路が発電所の近傍を通ることから、PAZに準じた避難等の防護措置を準備することとしている。
- 冷却告示を受けた1号機に係る原子力災害対策重点区域については、P145参照。



## <概ね5km圏内>

**PAZ**(予防的防護措置を準備する区域):

**Precautionary Action Zone**

⇒急速に進展する事故を想定し、放射性物質が放出される前の段階から予防的に避難等を実施する区域

1町(伊方町(愛媛県)) 住民数:4,888人※

## <概ね5～30km圏内>

**UPZ**(緊急防護措置を準備する区域):

**Urgent Protective Action Planning Zone**

⇒事故が拡大する可能性を踏まえ、屋内退避や一時移転等を準備する区域

5市3町(伊方町、八幡浜市、大洲市、西予市、宇和島市、伊予市、内子町(愛媛県)、上関町(山口県)) 住民数:108,336人※

## <PAZ以西の佐田岬半島地域>

(PAZに準じた避難等の防護措置を準備する区域):

1町(伊方町(愛媛県)) 住民数:4,137人※

※人口:令和2年4月1日現在

※地理院タイル(白地図)をもとに内閣府(原子力防災)作成

# 原子力災害対策重点区域周辺の人口分布

➤ PAZ内人口は4,888人、UPZ内人口は108,336人、原子力災害対策重点区域内の人口は合計で113,224人。

関係市町名		PAZ内		UPZ内				合計	
		(概ね5km圏内)		(概ね5~30km圏内)					
				予防避難エリア <small>さだみさき</small> (PAZ以西の佐田岬半島地域)					
愛媛県	いかたちょう 伊方町	4,888人	2,336世帯	4,137人	2,349世帯	4,137人	2,349世帯	9,025人	4,685世帯
	やわたはまし 八幡浜市			32,905人	15,931世帯			32,905人	15,931世帯
	おおずし 大洲市			39,565人	18,444世帯			39,565人	18,444世帯
	せいよし 西予市			27,056人	12,990世帯			27,056人	12,990世帯
	うわじまし 宇和島市			3,877人	1,533世帯			3,877人	1,533世帯
	いよし 伊予市			646人	286世帯			646人	286世帯
	うちこちょう 内子町			129人	54世帯			129人	54世帯
<b>小計</b>		<b>4,888人</b>	<b>2,336世帯</b>	<b>108,315人</b>	<b>51,587世帯</b>	<b>4,137人</b>	<b>2,349世帯</b>	<b>113,203人</b>	<b>53,923世帯</b>
山口県	かみのせきちょう 上関町			21人	17世帯			21人	17世帯
<b>小計</b>				<b>21人</b>	<b>17世帯</b>			<b>21人</b>	<b>17世帯</b>
<b>合計</b>		<b>4,888人</b>	<b>2,336世帯</b>	<b>108,336人</b>	<b>51,604世帯</b>	<b>4,137人</b>	<b>2,349世帯</b>	<b>113,224人</b>	<b>53,940世帯</b>

※人口: 令和2年4月1日現在



# 昼間流入人口（就労者等）の状況

- 平成27年国勢調査によると、伊方町<sup>いかたちょう</sup>全体での他市町からの昼間流入人口は、約1,600人／日。
- また、平成28年経済センサスによると、四国電力関連企業及び物流関連企業を中心に461事業所、約3,700人がPAZ内及び予防避難エリアにて就労。
- 就労者の多くは、自家用車又は民間企業が所有するバスを通勤手段としている。

	県内他市町からの 流入人口	県内他市町への 流出人口	差引増△減
<sup>いかたちょう</sup> 伊方町	1,617人	876人	741人

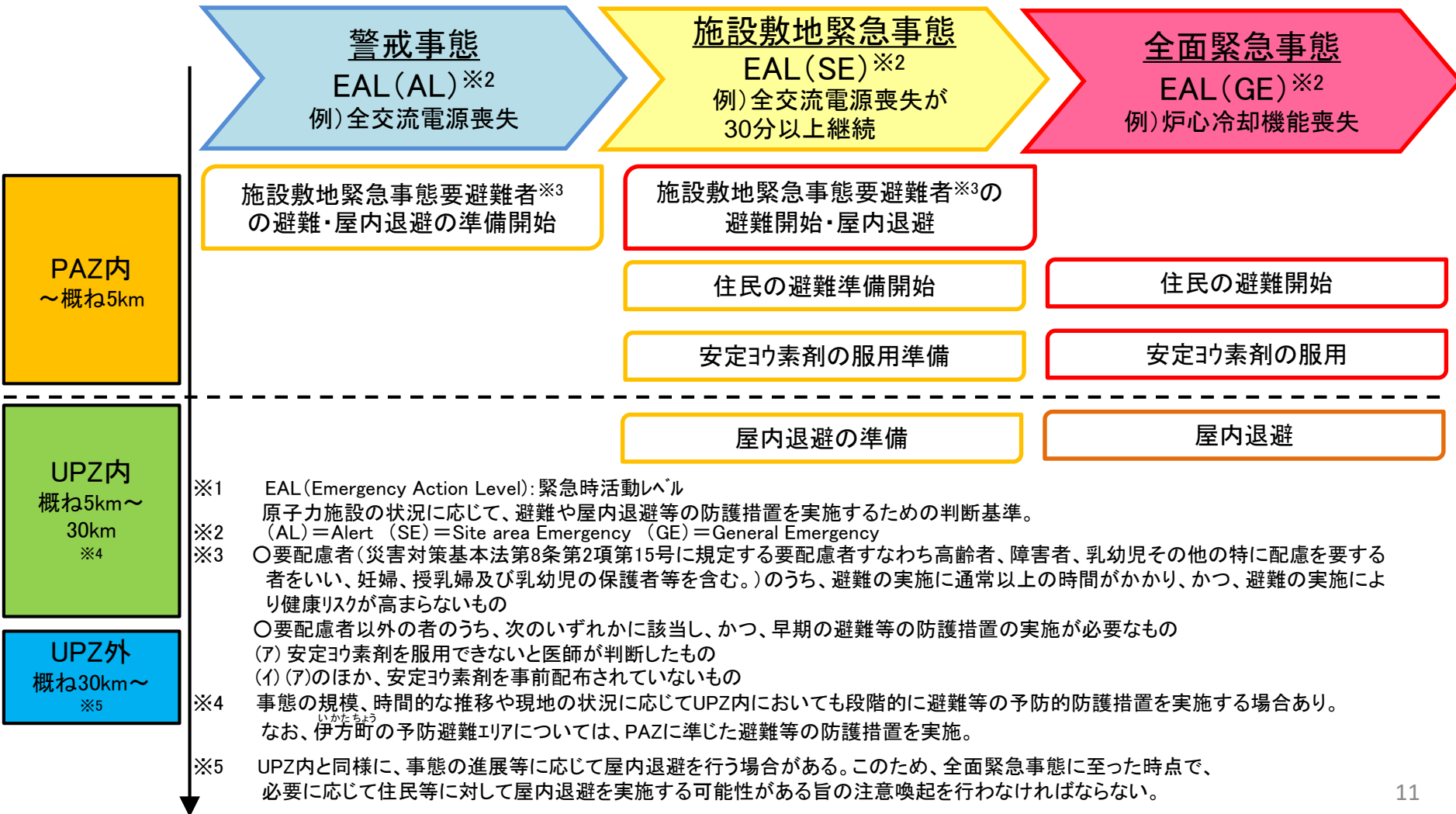
※平成27年国勢調査従業地・通学地集計 従業地・通学地による人口・産業等集計(総務省統計局)

PAZ内及び 予防避難エリア対象地域	事業所数	従業員数
<sup>いかた</sup> 伊方地域	246	2,650人
<sup>せと</sup> 瀬戸地域	86	505人
<sup>みさき</sup> 三崎地域	129	525人
<b>合 計</b>	<b>461</b>	<b>3,680人</b>

※総務省統計局『平成28年経済センサス－活動調査』を基に集計

# 3. 緊急事態における対応体制

- 緊急事態の初期対応段階においては、放射性物質の放出前から、必要に応じた防護措置を講じることとしている。
- 具体的には、原子力施設の状況に応じて、緊急事態を3つに区分。



- 放射性物質の放出後、高い空間放射線量率が計測された地域においては、被ばくの影響をできる限り低減する観点から、数時間から1日以内に住民等について避難等の緊急防護措置を講じる。
- また、それと比較して低い空間放射線量率が計測された地域においても、無用な被ばくを回避する観点から、1週間程度内に一時移転等の早期防護措置を講じる。

